

令和7年度 第1回柿崎区地域協議会 次第

日 時：令和7年4月15日（火） 午後6時30分
場 所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 自主的な審議

- (1) 柿崎区地域協議会 各委員会の取組状況について 資料 1 ～ 資料 4
- (2) 地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等の検討について
. 資料 5
- (3) 頸北地区地域協議会委員合同研修会について 資料 6

5 報告事項

- (1) 廃校利活用に関するサウンディング（民間対話）型市場調査の実施について
. 資料 7

6 その他

- (1) 会議の開催日程について
 - ① 第1回柿崎区地域協議会だより編集委員会
日 時：令和7年4月15日（火） 地域協議会終了後
場 所：柿崎コミュニティプラザ 305 会議室
 - ② 第7回ネットワーク柿崎
日 時：令和7年4月15日（火） 地域協議会終了後
場 所：柿崎コミュニティプラザ 305 会議室
 - ③ 第2回柿崎区地域協議会
日 時：令和7年5月20日（火） 午後6時30分
場 所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

7 閉 会

視察研修 記録

日 時	令和 7 年 3 月 24 日 (月) 18:25～19:51	出席者	佐藤達弥委員長、金子委員、佐藤昌貴委員 中村副会長、蓑輪委員、山川委員、吉井会長 計 7 人
場 所	頸城区総合事務所 202、203 会議室		
記録者	柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ 長井英紀	欠席者	—

標 題	視察研修の結果について
-----	-------------

3 月 24 日 (月) 先進的な取組をしている頸城区のジモ活 Base を視察した。

1 対応者 5 人

- ・ジモ活 Base 村松卓弥さん、橋本春美さん
- ・頸城区地域協議会 副会長
- ・頸城区総合事務所 所長、次長

2 ジモ活 Base からの説明

- ・事前に質問を送付しており、それに沿って説明を受けた。
 - ① 団体を立ち上げた背景
 - ② 活動資金とその調達方法
 - ③ 運営方法
 - ④ 地域団体及び企業との情報のやり取りの方法
 - ⑤ 総合事務所及び地域協議会の関わり
 - ⑥ リンクを張るにあたって、相手方の承諾を得たのか
 - ⑦ ホームページ製作費と保守管理費、ホームページ管理の仕事量
 - ⑧ 情報掲載料

3 当日の柿崎区委員の質問に対するジモ活 Base の回答

- ・3割の自己財源は、企業や個人からの協賛金、有料でInstagram教室を開催している。これでも不足することから、さらなる方法を検討している。
- ・ホームページの情報掲載料は1回当たり3,000円程度(掲載内容により変動あり)。
- ・柿崎まちづくり振興会のホームページとフェイスブックを見させていただいた。イベントカレンダーもあり、更新も頻繁に行われていることを確認した。すでに良いサイトがあるので、新規で立ち上げるより、このサイトを有効活用することが良い。新規サイトは、認知されるまでに時間がかかる。
- ・学校行事をジモ活 Base のイベントカレンダーに掲載したいと考えているが防犯上、難しい。学校行事を掲載できると、頸城区内で開催されるイベントを学校行事と重ならないようにできる。
- ・情報発信を一方通行で行うだけでなく、情報を受け取る人(特に高齢者)のSNS使用を増やす取組として、Instagram教室、スマホ教室の開催を継続的に実施している。
- ・現在、頸城区には頸城区観光協会のホームページがあるが、最終的にはジモ活 Base に一本化したいと考えている。ホームページは定期的なお知らせの役割、Instagramは情報が自動的に入ってくるところが良い。

3 当日の柿崎区委員の質問に対するジモ活 Base の回答（続き）

- ・無料ボランティアの時代は終わっている。しっかりと活動費がもらえるようにしてジモ活 Base メンバーに金銭的な負担が強いられることなく、長期的に活動が続く仕組みづくりに取り組んでいく方針である。
- ・ジモ活 Base では毎月 1 回、構成団体が集まり、企画会議を開いて、情報共有を行っている。欠席団体へは会議録をラインで送信している。
- ・行政には行政組織としての情報発信の役割があり、民間には民間団体としての情報発信の役割があると思っている。互いに二人三脚で取り組んでいくことが必要不可欠である。

第 6 回ネットワーク柿崎 会議記録

日 時	令和 7 年 4 月 1 日（火） 18:30～20:00	出席者	佐藤達弥委員長、金子委員、蓑輪委員 吉井会長、山川委員
場 所	柿崎コミュニティプラザ 3 階 市民活動室		
記録者	佐藤達弥委員長	欠席者	石田委員
標 題	ジモ活 Base（頸城区）の視察研修結果を踏まえた今後の取り組みについて		
1 ジモ活 Base（頸城区）の視察研修の感想・意見交換 ・ジモ活 Base のホームページの作りが綺麗、若い世代への発信も意識して作られている。 ・若い世代、世帯には回覧板より効果があると思う（情報を得やすい）。 ・地域独自の予算事業で運営し、協賛金で 3 割を自己負担する仕組みづくりができている。 ・ホームページの作成を業者へ頼まず、自前で作ると費用が抑えられるので良いと思う。 ・気楽に参加できる雰囲気があり、明るい未来がありそう。 ・ネットワーク柿崎を立ち上げた時の目指す姿がジモ活 Base そのものだった。このモデルと同じにしたらどうか。 2 今後の取り組み ・以下 3 案を検討する。 案 1：柿崎のメンバーでジモ活 Base のようなネットワーク柿崎版を作成し運営する。 案 2：AMBITION にジモ活 Base 柿崎版の作成を依頼する。 案 3：柿崎まちづくり振興会のホームページを編集し、活用する。 ・R8 年度の地域独自の予算事業に申請するには、8 月末までに計画書の提出が必要 → 7 月中に骨子をまとめたい。 3 第 7 回会議の開催日程 ・日時：令和 7 年 4 月 15 日（火）地域協議会終了後 ・会場：柿崎コミュニティプラザ 3 階 305 会議室 ・内容：今後の取り組み計画・役割の協議			
以 上			

かきざきスポーツクラブ 協議記録

日 時	令和7年3月26日（火） 16:55～17:50	出席者	武田正教 館長 滝澤ちず子事務局長 佐藤昌貴委員長
場 所	かきざきドーム		
記録者	佐藤昌貴委員長	欠席者	－
標 題	かきざきスポーツとの協議結果について		
1 協議結果 ・新年度になると、かきざきスポーツクラブの構成団体の代表者が交代するため、実際の意見交換は、4月以降としていただきたい。 ・構成団体への連絡・依頼は、かきざきスポーツクラブが間に入って、日程調整を行っていただけることになった。 2 かきざきスポーツクラブが感じていること ・長期的な目線で柿崎区内の運動施設を市民が長く利用できる仕組みについて話合っていたきたい。 ・大会の誘致やイベント開催は、一時的な利用者増はあるかもしれないが、根本的な仕組みが整っていなければ続かないと思う。 ・まず、現在開催しているイベントでもボランティアの人数確保に苦慮している。地域方々の協力・関心が薄らいでいると感じられる。協力が得られないのであれば活動は続けられないと思う。 ・利用料金は、施設の維持、更新を考えた設定にする必要性を感じている。老朽化が進むとさらに利用者減少を招く恐れがあると思う。 3 今後の取り組みについて ・本日の結果をスポ×まちプロジェクト委員と共有したうえで、かきざきスポーツクラブの構成団体との意見交換に臨むこととしたい。			

第 6 回米山薬師を守る会 会議記録

日 時	令和 7 年 4 月 8 日 (火) 18:30～20:40	出席者	中村副会長、小出委員、小山委員、 佐藤まゆみ委員、滝澤委員、吉井会長
場 所	柿崎コミュニティプラザ 3 階 市民活動室		
記録者	中村副会長	欠席者	—
標 題	産業グループとの意見交換を踏まえた課題整理及び解決策の検討		
1 産業グループからの案 ・ 柿崎区総合事務所産業グループが考えている 3 つの案を基に、検討した。 案 1：柿崎山岳会に代わる団体を新たに立ち上げ、市等から業務を受託し、団体を自主的に運営する。 案 2：ボランティアを募集する仕組みを作り、既存のまちづくり団体等がボランティアを管理し、市等から業務を受託する。 案 3：ボランティアを募集する仕組みを作り、市が会計年度任用職員等を雇い、ボランティアを管理する。 2 協議結果 ・ 現在の状況を総合的に勘案すると、ただちに案 1、案 2 に取り組むことは、難しい状況にある。 ・ 案 3 に取り組む方向で令和 8 年度は向かいなかながら、案 1 や案 2 への移行を見据えていく。 ・ 案 3 で検討するに当たり、実際の費用がどの程度かかるのか、産業グループで試算し、資料を作成してもらうこととなった。 ・ その資料を踏まえて、次回、改めて産業グループを交えて、検討することとした。 3 主な意見等 ・ 案 3 に取り組むにも経費がかさみ、山頂避難小屋連絡協議会のこともあり柏崎市と話し合う必要がある。 ・ 市が行う地域独自の予算事業として取り上げてはどうか。 ・ 米山は、学校行事として登山を行っている小中学校等が上越市や柏崎市に複数あることから、山頂の組み立て式トイレがあることは、とてもありがたい。教育面での観点からも引き続き市で維持管理をしてほしい。 ・ ファンクラブを作るなど、米山の管理を地域住民からも支援してもらえる仕組みを考えてはどうか。			
以 上			

地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等

総合政策部 地域政策課

地域自治推進プロジェクトの目的

地域住民が安全で安心して快適に暮らすためには、行政による公共サービスに加え、地域の主体的な取組も重要であることから、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化」を図るもの

目的を踏まえた検討の視点

上記の目的を実現するために、5つの検討項目について次の視点から検討を行ったもの

地域自治区の区域

- 地域住民が地域の課題を自分ごととして捉え、共有・共感できているか

地域協議会

- 地域住民の多様な声を的確に把握できているか
- 地域の課題を的確に設定できているか
- 課題の解決に資する取組を実行につなげられているか

地域の団体

- 地域自治区全体の維持・振興について、どのような主体が担えるか
- そのような主体に対してどのような支援が必要か

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

- 地域の多種多様な個別の課題の解決に資する取組が生み出され、実現しているか
- 地域自治区全体の課題の解決に資する取組が生み出され、実現しているか

総合事務所及びまちづくりセンター

- 地域の団体による各種活動の効果的・効率的な実現を支援する体制となっているか

地域自治区の区域

理想的な姿

地域住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域

方 策 案

地域自治区の区域については、現行の区域を維持する。

理 由 ・ 目 的

地域のつながりや一体感、愛着等の観点から現状維持を肯定する回答が8割を超えている中、現時点において区域を見直す必要はないものと考えられるため

今後の課題

将来的に見直しが必要になるという意見も広く見られており、地域の実情や住民のニーズ等を踏まえながら、今後、必要に応じて地域と行政が一緒になって見直しを検討する。

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「区域の維持」について「良いと思う」（58.9%）、「おおむね良いと思う」（23.1%）を合わせて82.0%

（理由の上位項目）

- ・現状の区域で不都合がない（適切な範囲）（41.7%）
- ・現状の区域は一体感（愛着、親しみ）がある（23.4%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・地域住民が自ら主体となり考え行動するためには現在の区域で良い。
- ・区域を広げた場合、内情が分からず、話合いや連携がうまく行かなくなる。
- ・住民同士の一体感がある。

地域協議会

理想的な姿

地域の課題解決に向けて、地域住民の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織

方 策 案

- ・地域協議会委員の選任方法を団体推薦と公募によることとする。
- ・諮問に対する答申や自主的な審議のほか、地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む地域ビジョンを各地域協議会が策定に取り組む。

理 由 ・ 目 的

地域住民の多様な意見を把握し課題を的確に捉えた上で、対応策を検討し実行につなげることができるようにするため

ヒアリング・アンケート結果の概要

○一部改善も含め「団体推薦と公募による選任方法が良いと思う」という回答が最も多く50.9%

（理由の上位項目）

- ・多様な意見が把握できる（25.4%）、実行につなげやすくなる（21.0%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・地域の各団体間に横串を刺して一緒に考える効果が期待できる。

○団体推薦及び公募とする場合、「定数は設けた方が良いと思う」という回答が最も多く55.9%

（理由の上位項目）

- ・議論には一定の人数が必要（21.7%）、団体推薦と公募のそれぞれで確実に委員を選出するため（18.5%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・推薦できる団体数が区によって異なるため、委員数は「○人以上○人以内」のように範囲を設ければ良い。
- ・地域で話し合っ事業を実施する上では地域計画（ビジョン）が必要

地 域 協 議 会

ヒアリング・アンケート結果の概要

○定数について「現状のままで良いと思う」という回答が最も多く49.5%

（理由の上位項目）

- ・現状の人数で不都合がない（40.4%）、一定の人数が必要（21.7%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・人数が少ないと意見が偏るため話し合いにはある程度の人数が必要であるが、現状より多いとまとまらなくなる。
- ・人数が多過ぎても発言する委員が固定化したり話し合いがまとまらない。

○任期について「現在の任期（4年）が適切だと思う」という回答が最も多く48.9%

（理由の上位項目）

- ・課題の解決や委員の活動を考慮した場合、一定の時間が必要（63.9%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・地域の課題を把握して、議論しながら、対策を講じていくためには、4年の任期が適当である。
- ・長期的な視点や継続的な検討の観点から、4年の任期が適当である。

○任期数の上限について「設ける必要はないと思う」が最も多く44.9%

（理由の上位項目）

- ・委員の意思を尊重した方が良い（46.0%）、必要な人材が継続できる、委員数を確保しやすい（それぞれ9.4%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・適任者や意欲のある人の再任を妨げることになる。

地域協議会

実施内容(案)・理由

- **委員構成のうち「団体推薦の委員」**：地域の状況に応じて、地域コミュニティ（住民組織、町内会）を始め、若者、女性、子ども、福祉、農林業や商工業、観光、文化などの分野の団体を想定する。

- **理由等**

- ・地域の多様な意見を的確に把握するため、地域にかかわりがあると考えられる分野を網羅する。
- ・地域協議会、住民組織、町内会長連絡協議会が候補団体を提案し、市（総合事務所及びまちづくりセンター）が精査・決定する（団体の設立状況や活動状況に応じて、団体数は地域ごとに異なる。おおむね10～15団体を想定）。

- **委員構成のうち「公募の委員」**：団体数と同数を上限とする。

- **理由等**

- ・地域住民も参画し、団体だけでの議論にならないようにすることで、一層幅広い意見が得られたり多様な課題を把握したりすることができるようにする。
- ・団体数と同数とすることで、全員がフラットな立場から忌憚のない意見交換を行うことが期待できる。
- ・応募者数が同数を超えた場合、選任投票ではなく、総合事務所及びまちづくりセンターによる書類審査によって決定する。

- **定数**：地域の状況に応じて下限を定める。ただし、人口減少等の状況の変化に応じて見直しを行う。

- **理由等**

- ・地域ごとに団体の設立状況等が異なる中、必要な団体を漏れなく選任することができるよう、上限は設けない。

- **任期**：4年とする。

- **理由等**

- ・地域の状況を把握し、課題の抽出や、その課題の解決策の検討を進めるためには、一定期間の任期が必要である。

地域協議会

実施内容(案)・理由

●任期数：連続2期までとする。

●理由等

- ・より多くの地域住民が地域協議会の委員になることを通じて、まちづくりにかかわるようになることを意図するもの。
- ・なお、「制限を設ける必要はない」(44.9%)と「設けた方が良い」(37.8%)が拮抗しており、後者の理由として回答者、有識者共に「より多くの地域住民が地域協議会に参加できる機会を設けた方が良い」、「まちづくりにかかわる人の裾野が広がる」といった意見が挙げられている。また、「制限を設ける必要はない」という回答の内容を見ると、「公選であれば制限は不要」という意見のほか、制限を設けた場合、「委員の確保が難しくなる」又は「議論の継続性が担保されない」という懸念が挙げられているが、これらは団体推薦の導入により解消が見込まれる。

●報酬：一定額を支給する（費用弁償（交通費相当額）は別途支給）。

●理由等

- ・会議への出席に向けた事前準備としての調査・研究等、地域協議会委員という身分を持つことに伴う日常的な活動について基本給的な性格を持つ報酬として年額報酬を支給する。

●性別、年齢のバランスに配慮する。

●理由等

- ・意見を出しやすい環境を整え、女性や若者の意見を把握する。

●地域ビジョンの策定：地域自治区として目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込んだ地域ビジョンを地域協議会が策定する。

●理由等

- ・従来 of 諮問に対する答申や自主的審議に係る意見を市長に提出することに加えて、地域の維持・振興に向けて地域の多様な主体が一体となって計画的・総合的に取り組んでいけるよう、そのための指針として地域ビジョンを策定することを地域協議会の役割とする。

地域協議会

有識者からの主な意見等

●団体推薦

- ・選任投票が行われているケースが少なく、公募公選制の意義が揺らいでいる状況を踏まえて、公募を維持しながら団体推薦を行うことは合理的である。
- ・団体の分野はあらかじめ決めておかないと実際の声掛けにつながっていかないことが考えられる。
- ・地域の団体は限られるため団体の固定化、マンネリ化が生じる懸念がある。
- ・団体推薦と公募という方向自体は悪くないが、地縁団体は高齢男性が多い傾向があるため、地縁団体に偏ると、これまでと同様に委員になっても発言できないという状況が生じるのではないか。

●定数

- ・委員数は多過ぎると参加するだけになる。
- ・定数を変える際には、議会の代わりという旧町村の思いを汲み取ってスタートした制度であることを念頭に置く必要がある。

●任期

- ・地域協議会を通じてまちづくりにかかわる人材を育てていく観点からも4年は長く負担感がある。
- ・4年は長く、2年は短いので3年でも良い。

●任期数

- ・任期は2期とし、より多くの地域住民が地域協議会にかかわるようにした方が良い。
- ・期数制限を設けないと、年齢構成が高齢化しやすくなるとともに、複数の任期を務める委員が自分のやり方を押し通そうとするのではないかという懸念がある。
- ・「年齢構成のバランスが崩れた場合には、再任を制限する場合もある」とするなど工夫した方が良い。

地域協議会

有識者からの主な意見等

- 報酬
 - ・報酬を支払う場合、活動への対価とすると制度設計当初の考え方を大きく変えるものであることを認識する必要がある。
 - ・委員として事前準備を行うために必要という整理は理解する。
- 性別、年齢のバランス
 - ・子どもの預かりやオンラインでの出席を可とするなど、負担感を減らす工夫が必要
 - ・性別、年齢のバランスへの配慮をど真ん中に据えて取り組む必要がある。
- 地域ビジョン
 - ・各区の特徴が明らかとなり、区を越えた連携・協力につながることも期待できるため、統一的なものである必要はないが、策定した方が良い。
 - ・地域ビジョンがあれば、新たに委員になる人が議論に入りやすくなる。
 - ・地域ビジョンを作る際には、地域の実態を把握した上で身の丈に合ったものとする必要がある。

地 域 協 議 会

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 任期数については、制限を設けることに対して「本人の意思にゆだねるべき」、「意欲ある人材の再任が妨げられてもったいない」といった意見が多数あったことを踏まえて運用上の工夫を検討する。
- ・ 報酬については、適切な金額について検討する。
- ・ 性別、年齢のバランスを考慮し、推薦又は応募の条件を設けるなどの工夫を検討する。

地域の団体

理想的な姿

地域自治区単位での公益的な活動について、自ら企画・実施するとともに、市の委託事業も含めて各種団体との連携・協力を通じて自主的・持続的に取り組むことができる団体

方 策 案

各住民組織の実情に応じて、人材面、資金面など様々な側面から各種支援策を検討し総合的に実施していく。

理 由 ・ 目 的

小規模化・高齢化により町内会活動の維持が困難になりつつある中、区内全域で公益的な活動を行い、将来的に集落機能を補完する役割も期待される住民組織の安定的・継続的な活動の確保に向けて支援を行うもの

ヒアリング・アンケート結果の概要

○組織運営面での課題や困りごとについて「ある」という回答が69.2%

（理由の上位項目）

- ・人材面の課題（58.3%）、資金面の課題（41.7%）、運営面の課題（22.2%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・人口減少や高齢化等により人材（役員、事務局員、運営スタッフなど）の確保が非常に厳しい。
- ・世帯数の減少による会費等の活動資金の不足、基金が数年で枯渇する。
- ・イベント等の企画が自力でできない。

地域の団体

ヒアリング・アンケート結果の概要

○市に期待する支援策について「ある」という回答が76.0%

(理由の上位項目)

- ・ 資金面の支援 (57.9%)、人材面の支援 (28.9%)、外部の専門家による助言 (10.5%)

(自由記述の主な意見等 (趣旨))

＜資金面＞

- ・ 事務局体制の強化に向けた人件費補助、運営費の支援、車両や印刷機、コピー機などの備品購入費補助

＜人材面＞

- ・ まちづくりの専門家、コンサルタントの派遣
- ・ 集落づくり推進員や地域おこし協力隊など地域づくりに知見のある職員、行政経験者の配置による事務局体制の強化
- ・ 総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化

＜その他＞

- ・ 他の住民組織と交流できる研修の場、各種取組事例の紹介など情報共有の場の設置
- ・ 活動拠点 (相談や情報共有の場)、地域住民が気軽に集まる場所の確保

地域の団体

実施内容(案)・理由

●住民組織ごとに問題点や課題等を洗い出した上で、必要な支援策に的確につなぐ。

●理由等

- ・各住民組織の実態や状況に応じた支援策を効果的に実施するため、最初に、すべての住民組織ごとに問題点や課題等を洗い出した上で、人的支援や資金支援等の必要な支援に的確につなぐ。

人的支援

●必要な人材の配置支援

●理由等

- ・住民組織の活動の継続性を確保するための基盤を整える支援として、すべての住民組織を対象に配置する（特別交付税措置を活用）。その際は、住民組織の業務はもとより地域全体の維持・振興に寄与する人材が配置されるよう支援する。人的支援を必要としない住民組織を除く。

●総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化（情報共有、定期的な打合せ、活動の広報等の支援など）

●理由等

- ・これまで以上にきめ細かな伴走型支援を行うとともに、相互理解の促進を図る。

資金支援

●資金支援：車両、印刷機、P Cなどの活動に必要な備品購入費補助（既存制度の見直しによる）

●理由等

- ・住民組織の活動の継続性を確保するとともに、サービスの提供に必要な環境を整えるための支援として、活動に必要な備品の更新・購入に要する経費を対象に補助する。

地域の団体

実施内容(案)・理由

アドバイス等の支援

- **経営相談の実施（資金面や事業運営面での課題の解決支援）**
- **中間支援の強化（各種分野で広域的に活動する団体による支援、団体相互の情報交換や交流の場づくり、地域の担い手となるリーダー育成研修など）**

●理由等

- ・住民組織の活動の継続性を確保するための基盤を整える支援として、また、中長期的には、地域を運営する機能を有するRMOも見据えながら、専門的なアドバイスの提供や、組織同士の連携促進、研修の実施等を通じて、住民組織の意識啓発と地域の担い手となるリーダー育成に併せて取り組んでいく。

- **合併前上越市の15区における活動拠点としての地区公民館等の既存施設の活用支援**

●理由等

- ・地域住民の様々な活動や相談、情報共有の場として地区公民館等の既存施設が活用されるよう、引き続き使用料の減免により支援する。

地域の団体

有識者からの主な意見等

●人的支援

- ・ 30歳～40歳代の人たちが住民組織に入りやすい環境を作る必要がある。
- ・ 一番の課題である人材不足をカバーできるのは非常に良い。
- ・ 配置する人材同士が課題やノウハウを共有できるネットワークを設けると良い。

●アドバイス等の支援

- ・ 若者にとっては会議への参加は心理的ハードルが高いため、オンラインを活用すると良いのではないか。
- ・ 住民組織を立て直すには行政経験者が有効である。住民組織が何に困っているのか丁寧な聞き取りを通じて実態を把握した上で支援につなげていくという形にした方が良い。

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 住民組織や地域自治区全体の公益活動を担い得る主体の実態等の精査を行う。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

理想的な姿

各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与するための財源支援の仕組み

方 策 案

- ①地域自治区単位で事業を決めて実行につなげる際の財源支援の仕組みを創設する。
- ②あわせて各種団体が行う多様な市民活動を支援するため公募型補助制度を創設する。

理 由 ・ 目 的

地域が主体的に検討・決定した地域課題の解決策等を柔軟に実行につなげるほか、既存の市民活動の継続を考慮して2つの方策案を併用するもの

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「地域自治区単位で予算の使い道を決めて実行につなげる制度の創設」が最も多く39.3%

（理由の上位項目）

- ・地域全体で主体的に考えて取り組める（30.2%）、地域の状況に合わせて柔軟に取り組める（14.1%）
（自由記述の主な意見等（趣旨））
- ・地域協議会や地域の団体、行政がかかわり合いながら、課題解決に向けた取組を実行に移せる。
- ・各種団体が行う小規模な市民活動が疎外されないように配慮してほしい。

○「地域自治区単位で予算の使い道を決めて実行につなげる制度」の実施方法

（上位項目）

- ・「地域協議会や町内会長連絡協議会などの地域が決める」20.1%、「予算の上限を設ける」14.6%
（自由記述の主な意見等（趣旨））
- ・人口規模や団体数等を考慮した予算枠を設ける。
- ・予算ありきで使い道を決めるのではなく、活動ありきで予算を付ける方が地域や団体の自主性を尊重できる。
- ・計画等に基づく予算要求、優先順位を踏まえて計画的な事業の実施を行う仕組みづくりが重要

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「地域独自の予算事業の改善による支援の継続」19.4%

(理由の上位項目)

- ・現状の制度で問題ない(13.5%)、きめ細やかな制度である(12.7%)

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・地域協議会ではなく、総合事務所等に提案したり直接やり取りしたりできるようになり、提案しやすくなった。
- ・地域自治区単位で事業を決める場合、小規模な団体や活動内容は取り上げられなくなるおそれがある。

○「地域独自の予算事業で改善してほしいこと」

(上位項目)

- ・「補助率の見直し」36.1%、「対象経費の拡大」9.2%、「提案期限の延長」6.4%

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・補助率は下げないでほしい、全額補助としてほしい。
- ・提案期限が早過ぎる、備品購入費を対象としてほしい、市直営と補助の区別が明確でない。

○「両方の制度を活用」19.0%

(理由の上位項目)

- ・地域全体で主体的に考えて取り組むことができる(19.5%)、それぞれ長所短所がある(17.9%)

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・市民活動団体が行う小規模な活動と大規模な事業やプロジェクトなど、両方の制度を使い分けられると良い。
- ・既存の団体による継続的な活動への支援と地域自治区単位の課題解決に向けた事業の両方に活用できる。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

実施内容(案)・理由

方 策 案 ①

- 見直し後の地域協議会が総合事務所及びまちづくりセンターと連携・協力しながら、地域ビジョン（地域協議会の項参照）に基づき地域課題の解決等に資する事業の企画・立案、予算の精査、実施主体の調整等を行った上で事業を実施（予算執行）する。
- 予算編成方式は、市全体で一定の予算額を定め、その範囲内で各地域自治区の事業及び予算を積み上げて執行する総枠予算方式（積上げ方式）とする。執行に当たり、補助金を交付する場合には、補助率は設けない。

●理由等

- ・地域の維持・振興に向けて、地域の自主性・自立性を確保しつつ、総合的かつ計画的な対応、重要課題への重点的対応を実現できるよう、区（地域協議会等）で事業を決めて実行する際の財源を支援する仕組みを創設する。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

有識者からの主な意見等

●方策案①

- ・地域ビジョンを決めてどのような事業が必要か議論することができれば地域協議会本来の役割を果たせる。
- ・必要な事業について議論した上で必要な予算を付けて実行するという感覚が一般的ではないか。
- ・「地域ビジョンに基づき検討した事業を実施するためにはこれだけの予算が必要である」ということであり、「あらかじめ配分された額をどのように使うか」ということではない。
- ・枠配分ではなく必要な額を積み上げる方式が良い。
- ・枠配分の場合、配分された予算の使い道を自分たちで決めていくことは難しいのではないか。
- ・予算ありきではなく、補助金が交付されない場合もあった方が良い。
- ・地域のために必要な事業がある程度高額となった場合でも予算を付けることを可能とする意味でも、毎年一律で交付するものではない方が良い。
- ・一つ一つの事業を地域と市が議論しながら作り上げ、やり遂げる経験が重要である。
- ・方策案②とのセットという考え方は良い。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

実施内容(案)・理由

方 策 案 ②

- 補助対象事業は方策案①を使わないソフト事業を対象とし、一定の補助額の上限を定める。補助率は設けない。市が直接執行する事業は対象としない。区単位で活動していない団体も対象とする。
- 地域政策課に一括予算計上。提案団体が総合事務所及びまちづくりセンターと一緒に企画を練り上げて申請。申請の都度、交付決定

● 理由等

- ・ 方策案①により地域ビジョンに基づく事業の企画・立案等が行われる中で、地域ビジョンに関連のない市民活動や一部の小規模で限定的な市民活動が対象とならない場合等も想定されることから、このような市民活動も併せて促進するために補完的な支援を行う。
- ・ 広く市民活動の推進を支援するという観点から、区単位ではなく各種分野で広域的に活動する団体も対象とする。

有 識 者 か ら の 主 な 意 見 等

● 方策案②

- ・ 上限額は、市としてどのような事業を期待しターゲットとするのかを想定し、その相場感をもって判断すると良い。
- ・ 可能であれば、事業の性質に応じて上限額を個別に設定するという考え方もあり得る。
- ・ スタートアップを手厚くしたり、事業の経過年数に応じて補助金額を減らしていくという方法も考えられる。
- ・ 複数年にわたりお金があるということは団体にとって望ましいことである一方で、団体が自立できなくなるという問題もある。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容（予算規模、対象事業、対象経費等）の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 方策案①について、地域ビジョンの策定から予算執行までの具体的な流れについて検討する。
企画・立案した事業の予算は翌年度予算要求とするか当該年度に都度交付とするか、それぞれのメリット・デメリットを明らかにした上で、最適な方法について比較検討する。
- ・ 方策案②について、補助上限額を検討する。

総合事務所及びまちづくりセンター

理想的な姿

地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織

方 策 案

地域の団体等とかかわる機会を十分に確保するとともに、地域課題の解決に向けて適切な支援を行うことができるよう体制の強化を図る。

理 由 ・ 目 的

総合事務所及びまちづくりセンターについては、地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な体制を整えていくこととしている中、現時点においては、地域とのかかわりを強化しながら職員が地域とともに地域課題の解決に取り組むための方策を講じるもの

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「総合事務所やまちづくりセンターには権限や予算がないと感じたことがある」が39.8%

（理由の上位項目）

- ・ 木田庁舎等の各課等の判断が必要と言われた（20.8%）、予算が付かなかったり縮小傾向にある（20.8%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・ 地域での自治を維持していく上で、総合事務所やまちづくりセンターは重要な役割を担っている。地域を活性化するための情報提供やアドバイス等を積極的に行ってほしい。
- ・ 地域に出向いて住民の話を聞く人をふやす。
- ・ まちづくりセンターの改革が必要、長期にわたり区の特徴を理解し組織や人とのつながりがある職員、企画・調整・実行力がある職員の配置
- ・ 15区の個々の区に総合窓口を設置すれば対応・判断のスピード・アップ、より横断的できめ細やかな対応が可能

総合事務所及びまちづくりセンター

実施内容(案)・理由

●集落づくり推進員の配置拡充

●理由等

- ・総合事務所及びまちづくりセンターが地域の多様な主体とのかかわりを通じて様々なニーズや困りごとをより把握し、地域の自主的・主体的な取組を的確に支援できるよう、集落づくり推進員が従来の集落巡回に加えて、市民活動団体の活動状況や意見・要望も把握し、活動支援を行うこととする。
- ・現在、集落づくり推進員を配置していない大潟区、頸城区、三和区に各1人配置する。
- ・まちづくりセンターについて、ヒアリング・アンケート結果で、地域に出向いて住民の話を聞く人をふやしたり、15区の個々の区に窓口を設置してきめ細やかな対応等を求める意見が複数あったことを踏まえ、合併前上越市の15区を担当する集落づくり推進員を、必要な人数を配置する。

●総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化（情報共有、定期的な打合せ、活動の広報等の支援など）（再掲）

●理由等

- ・これまで以上にきめ細かな伴走型支援を行うとともに、相互理解の促進を図る。

●組織や人とのつながりがある公民館主事との連携の強化

●理由等

- ・公民館主事が業務を通じて把握する地域住民や団体のニーズや困りごと、知見や人的ネットワークを総合事務所及びまちづくりセンターの職員と共有する。

総合事務所及びまちづくりセンター

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容（まちづくりセンターへの集落づくり推進員の配置人数等）の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 地域協議会や地域の団体、財源支援の仕組みといった他の検討項目の検討状況に応じて必要な体制を整えていく。

主なスケジュール(案)

議会を始め、地域協議会や住民組織、有識者等との協議の実施

	令和7年度	8年度	9年度	10年度
地域協議会	制度設計 条例改正案作成 ・自治基本条例 ・地域自治区の設置に関する条例 ・地域協議会委員の選任に関する条例	有識者審議会(仮) 地域協議会諮問・答申 所管事務調査 パブリックコメント 議会議決、公布	市民、団体への周知 団体推薦委員の選出 公募委員の募集	条例施行 新制度に基づく委員選任
地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み	制度設計			新制度の施行※1
	地域独自の予算事業:新制度の施行までの間、現行制度を据え置く			
地域の団体	制度設計	新制度に基づく予算要求※2	新制度に基づく事業実施※2	
総合事務所及びまちづくりセンター		定員要求(必要な人材の配置)※2 市民、団体への周知		

※1 地域協議会が新たな委員構成となることを前提とする。
 ※2 取組可能なものから順次予算要求等や事業実施を行う。

目的

柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区の地域協議会委員が一堂に会し、共通のテーマによる研修を行うとともに、日ごろの活動状況などについて情報交換することを目的に開催します。

日時

令和 7 年 6 月 14 日（土） 13 時 30 分～17 時まで

会場

柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室、303 会議室、市民活動室

第 1 部 研修内容と時間配分

- 1 開会 13:30
- 2 開会の挨拶 柿崎区地域協議会 会長
- 3 研修：地域自治推進プロジェクトの取組について
 - 地域政策課からの説明（時間配分 40 分程度）13:40～14:20
 - ・日時が決まった後、柿崎区事務局が地域政策課と出席者の調整をします。
 - グループ討議（時間配分 45 分）14:20～15:05
 - ・抱えている課題や事情が区ごとに異なることから、グループ分けは区ごとに分けてはどうか。
 - ・出席委員の人数によるが、1 区当たり 2 グループ。4 区あるので、最大 8 グループでどうか。
 - ・グループごとに発表者と書記を決めてもらう。
 - ・発表者は、簡潔に意見を述べられる委員を選んでもらう。
 - ・書記は、似たような意見をなるべく集約するように心がけて、まとめる。
 - グループごとに意見を簡潔に述べる（時間配分 40 分）15:05～15:45
 - ・1 グループ 5 分とする。
 - 休憩（時間配分 15 分）15:45～16:00
 - 地域政策課との意見交換（時間配分 55 分）16:00～16:55
 - 4 閉会の挨拶 大潟区地域協議会 会長
 - 5 閉会 17:00

第 2 部 情報交換会

- 1 開会の挨拶 17:30 頸城区地域協議会 会長
- 2 情報交換
- 3 閉会の挨拶 19:20 吉川区地域協議会 会長

案内方法

4/17 大潟区、4/16 頸城区、4/17 吉川区で地域協議会が開催されることから、早急に柿崎区事務局から 3 区の事務局へ日時などを連絡します。

詳細が決まりしだい、柿崎区事務局から正式に 3 区の事務局と柿崎区の委員に案内を出します。

当日の交通手段（昨年度と同様です）

研修会だけに出席する委員は、会場まで自家用車で来場いただきます。

研修会と情報交換会の両方に出席する委員は、行きは市のマイクロバス 1 台に乗車いただくか、委員同士で車に乗り合わせて来場いただきます。

帰りは、情報交換会会場のマイクロバスで、3 区の総合事務所まで送ります。

令和 6 年度の研修会出席状況

柿崎区 14 人	(研修会 7 人、情報交換会 5 人、バス利用 0 人)
大潟区 14 人	(研修会 4 人、情報交換会 2 人、バス利用 2 人)
頸城区 14 人	(研修会 8 人、情報交換会 5 人、バス利用 4 人)
吉川区 12 人	(研修会 10 人、情報交換会 10 人、バス利用 0 人)
計 54 人	(研修会 29 人、情報交換会 22 人、バス利用 6 人)

頸北 4 区の事務局は、研修会、情報交換会ともに 15 人が出席しました。

◎会場準備、受付、進行役などの役割分担

- 1 会場準備と後片付け、情報交換会の会場選定は、柿崎区事務局で対応します。
- 2 柿崎区の委員におかれましては、開催当番の区ですが、公私の都合もあり、本日この場で出欠を決められない委員もおられると思います。つきましては、5/12 正午までに事務局へ「研修会の出欠」について連絡をください。
- 3 役割分担は、5/20 の地域協議会において、研修会に出席する委員の中から決めることとさせていただきます。

【新潟県上越市】廃校施設の利活用に関する サウンディング(民間対話)型市場調査実施要領



1 調査の目的

調査の目的は次のとおりです。

- 新潟県上越市では、公の施設が老朽化し多額の維持管理費が掛かる中、将来にわたり持続可能な市政運営を進めていくため、事務事業の見直しや経費の削減による歳出の抑制を図っています。また、市民ニーズや社会経済情勢の変化等に対応し得る安定した財源の確保並びに、将来的な財政負担を軽減するため、令和5年度から財務部に資産活用課を新設し、売却が可能な資産の処分に注力しているところです。
 - 少子化の影響で、全国では毎年450校が廃校になっています。上越市内の小中学校でも同様に廃校が増える中、一部で学校以外の行政用途への転用や民間事業者による利活用に取り組んできましたが、依然として未利用の廃校も多くあります。早期に廃校利活用を進め、財源の確保や将来的な財政負担を軽減すること等を主な目的として、サウンディング(民間対話)型市場調査(以下、「本調査」といいます。)を実施します。
 - 本調査の結果を踏まえ、令和7年度中に利活用希望者を募る予定としていますので、利活用策について、積極的なご意見、ご要望をお寄せくださいますようお願いいたします。
- ※ サウンディング(民間対話)型市場調査とは、公共施設等の活用について、処分方法検討の段階で、公募により民間事業者や市場の動向を調査することです。行政は市場性等を把握でき、民間事業者等にとっては、行政に対し、考え方等を直接伝えることができる等の利点があります。

2 調査の対象施設

本調査の対象施設は次のとおりです。以下の※以外は、「建物(校舎等)」及び「敷地」が調査対象です。

No.	学校名	所在地 (全て新潟県上越市)	閉校時期	避難所 指 定	選挙投票 所利用
1	旧古城小学校	港町二丁目588	R4年3月	あり	あり
2	旧沼木小学校	安塚区朴の木26	H5年3月	なし	なし
3	旧船倉小学校	安塚区上船倉804-1	H8年3月	なし	なし
4	旧安塚中学校	安塚区石橋6	R6年3月	あり	なし
5	旧末広小学校	浦川原区飯室934-1	H29年3月	あり	なし
6	旧中保倉小学校	浦川原区小谷島39-2	H29年3月	あり	なし
7	旧大島中学校	大島区上達600	R6年3月	なし	なし
8	旧黒岩小学校	柿崎区黒岩2454-3	H3年3月	なし	なし
9	旧源小学校	吉川区山直海801-1	H15年3月	なし	なし
10	旧宮嶋小学校	板倉区宮島180	R3年3月	あり	あり
11	旧山部小学校	板倉区山部253	R3年3月	なし	なし
12	旧寺野小学校	板倉区久々野2732-4	H17年3月	あり	なし
13	旧上杉小学校	三和区今保583	R7年3月	あり	あり (R8.3月までの予定)
14	旧美守小学校	三和区本郷688	R7年3月	あり	あり
15	旧下名立小学校	名立区杉野瀬9	H14年3月	なし	なし

※No.1 旧古城小学校 本調査の対象は「校舎」及び「敷地」であり、「体育館」は対象外です。「体育館」は引き続き選挙投票所として利用予定です。

※No.7 旧大島中学校 本調査の対象は「給食室を除く校舎」及び「敷地」です。「給食室」を大島学校給食センターとして一部利用中であり、他の用途で利用する場合は、給食室の出入口や電気、水道、浄化槽等の分離が必要です。

※No.9 旧源小学校 本調査の対象は「校舎」及び「敷地」であり、「体育館」は対象外です。現在、「体育館」は源生涯学習センターとして利用中です。なお、「校舎」には耐震性はなく、消防設備に修繕が必要です。

※No.11 旧山部小学校 本調査の対象は「校舎」及び「敷地」であり、「体育館」は対象外です。現在、「体育館」は地域の団体に貸付中です。

※No.13 旧上杉小学校 本調査の対象は「校舎(ランチルーム含む)」及び「敷地」です。現在、「ランチルーム」を選挙投票所として利用中ですが、R8年4月以降、選挙投票所は他の施設に移転する予定です。

3 調査の参加資格

本調査の参加資格は次のとおりです。

- 参加者は、対象施設の有効活用に当たり、自ら資金を用意し、実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ、それら法人又は法人グループへの仲介事業者とします。(上越市内、市外は問いません)
⇒なお、本調査は、市の財源確保や将来的な財政負担の軽減等を主な目的として
いることから、市に対し、公費を投じて廃校を利活用するよう求める提案をする
法人又はグループは、本調査の趣旨とは異なり、調査の参加対象ではありません。
- また、次のいずれかに該当する場合は除くものとします。

- (1) 上越市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等
又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般
競争入札の参加を制限されているもの

4 調査の内容

本調査の内容は次のとおりです。以下の(1)～(9)のすべての項目について、利活用のアイデア等をお聞かせください。

- (1) 希望する物件番号(No.)、物件名
- (2) 利活用のアイデア
 - ・長期に渡り持続可能な事業で、地域の活性化にも寄与するアイデアを期待します。
 - ・施設全体を一括して活用することを基本としますが、施設一部の活用アイデアであってもお聞かせください。なお、その場合は、活用しない部分で、他の法人や団体等の活用を制限する必要がある場合は、あわせてお聞かせください。
 - ・一部廃校は、災害時の避難所や各種選挙の投票所となっています。避難所や投票所として継続利用が可能か、お聞かせください。
- (3) 希望する取引形態（譲渡(売買)、貸付け）
- (4) 譲渡(売買)及び貸付けにあたっての希望価格
- (5) 事業の想定スケジュール
- (6) 施設整備・改修等の内容(改修等を想定する場合)
- (7) 物件の活用の周辺地域への影響・効果について
- (8) 周辺地域への貢献や地域コミュニティとの関わり方に関する考え
- (9) 事業実施にあたり、市に期待する支援や、配慮してほしい事項等(金銭的支援は除く)

【 調査にあたっての留意点 】

- 本調査対象物件については、譲渡(売買)による取引形態を基本としますが、貸付を想定したご提案も受け付けさせていただきます。
- 本調査対象物件は、かつて地域の中心であった上越市立の小学校、中学校の廃校であり、地域と協議した上で、利活用方法を決定する予定です。
- なお、本調査は、市の財源確保や将来的な財政負担の軽減等を主な目的としていることから、市が事業実施主体となり、公費を投じて廃校を利活用するよう求める提案は本調査の趣旨とは異なり、本調査の対象とはなりませんので、ご注意ください。

5 スケジュール

スケジュールは次のとおりです。

1	実施要領の公表		令和7年4月4日(金)
2	説明会	参加申込受付期間	令和7年4月4日(金)～4月17日(木)正午
		実施日	令和7年4月23日(水) 14時～15時
3	現地見学会	参加申込受付期間	令和7年4月4日(金)～5月2日(金)正午
		実施日	廃校毎に実施します 1日目 令和7年5月9日(金) (廃校No.2旧沼木小、No.3旧船倉小、 No.4旧安塚中、No.5旧末広小、 No.6旧中保倉小、No.7旧大島中) 2日目 令和7年5月15日(木) (廃校No.10旧宮嶋小、No.11旧山部小、 No.12旧寺野小、No.13旧上杉小、 No.14旧美守小) 3日目 令和7年5月21日(水) (廃校No.1旧古城小、No.8旧黒岩小、 No.9旧源小、No.15旧下名立小)
4	市場調査	申込期限	令和7年6月4日(水)正午
		実施日等の通知	令和7年6月9日(月)頃
		調査の実施期間	令和7年6月11日(水)～6月30日(月) ※但し、土日は除く
5	調査結果概要の公表		令和7年7月(予定)

6 説明会

本調査にあたり、説明会を行います。

○ 開催概要

- ・ **開催日時**：令和7年4月23日(水) 14時から15時まで
- ・ **会場**：上越市役所 木田第一庁舎4階401会議室
(新潟県上越市木田1-1-3)
オンライン(zoom)でも同時開催します
- ・ **参加費**：無料

< 申込方法 >

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・ **宛先**：shisan@city.joetsu.lg.jp
- ・ **メールの件名**：市場調査の説明会参加申込み(法人等名称)
- ・ **記載事項**：(1) 担当者名、(2) 連絡先電話番号、(3) 説明会参加人数、
(4) 説明会参加者氏名、(5) 参加方法(会場参加またはオンライン参加の別) をご記入ください。
- ・ **申込期限**：4月17日(木)正午

※説明会に参加されない場合でも、市場調査に参加いただけます。

7 現地見学会（廃校バスツアー）

廃校を巡る「現地見学会」(廃校バスツアー)を行います。利活用のイメージを具体化するため、実際に廃校をご覧ください。

○ 開催概要

- ・ **開催日**：1日目 令和7年5月9日(金) (廃校No.2、3、4、5、6、7)
2日目 令和7年5月15日(木) (廃校No.10、11、12、13、14)
3日目 令和7年5月21日(水) (廃校No.1、8、9、15)
- ・ **時間**：バス出発時間 各日 8時50分
バス帰着時間 1日目 17時00分頃、2日目 15時20分頃、
3日目 15時45分頃
- ・ **集合時間、バス発着場所**：各日午前8時45分 上越市役所 木田第一庁舎西口
(新潟県上越市木田1-1-3／
えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン春日山駅徒歩3分)
- ・ **参加費**：無料(昼食代は各自負担です)

< 申込方法 >

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・ **宛先**：shisan@city.joetsu.lg.jp
- ・ **メールの件名**：市場調査の現地見学会参加申込み(法人等名称)
- ・ **記載事項**：現地見学会参加申込書に必要事項を記載したうえで、メールに添付してください。
- ・ **申込期限**：5月2日(金)正午

※現地見学会に参加されない場合でも、市場調査に参加いただけます。

8 サウンディング（民間対話）型市場調査

本調査は次のとおりです。

○ 実施概要

- ・ **実施期間**：令和7年6月11日(水)～6月30日(月)
- ・ **時間及び場所**：別途、市から参加希望者に対し連絡します。
- ・ **所要時間**：30～60分程度／1法人当たり
- ・ **調査方法**：市場調査は、申込みに当たって事前に提出いただくエントリーシート(*)をもとに、個別に聞き取り調査を行います。
その他、ご提案の内容に応じて、事業スケジュールや資金計画などについても聞き取りを行います。
* 上越市ホームページからダウンロードしてください。
- ・ **その他**：説明の補足等で別途資料を作成する場合は、5部を当日持参ください。
オンライン(Zoom)による対話調査も可能です。

< 申込方法 >

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・ **宛先**：shisan@city.joetsu.lg.jp
- ・ **メールの件名**：廃校利活用市場調査の参加申込み(法人等名称)
- ・ **添付事項**：エントリーシートに必要な事項を記載したうえで、メールに添付してください。
- ・ **申込期限**：令和7年6月4日(水)正午

9 調査結果概要の公表

- 調査結果は、市ホームページ等で概要を公表します。
- ただし、公表内容については、事前に参加者に確認します。
- 参加者の名称、企業ノウハウ等に関する内容及びp3「4 調査の内容(4)譲渡や貸付けにあたっての希望価格」は公表しません。

10 調査の留意事項

調査の留意事項は次のとおりです。

(1) 参加者及び調査内容の取扱い

本調査への参加実績は、今後、本調査の結果を踏まえ、物件の有効活用を図る事業者選定を行うことにした場合において、評価の対象とはなりません。

また、提案内容は、今後の検討における参考とさせていただくものであり、提案内容の実現を約束するものではないことをご理解ください。

(2) 市有財産処分に係る法規制

原則として、市有財産処分に当たっては、関係法規で「適正価格」による譲渡、貸付けであることが規定されています。

(3) 費用負担

説明会や現地見学会、本調査への参加、資料作成に要する費用は、参加者の負担となります。

(4) 追加調査への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の調査(文書照会を含む。)やアンケート等を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

11 その他

- 本調査の実施時期以外でも、利活用の提案があれば、受け付けいたします。
- 調査について、ご不明な点などがございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【問合せ先】

上越市 財務部 資産活用課 資産活用係

住 所 〒943-8601 新潟県上越市木田一丁目1番3号

電 話 025-520-5642(直通)

メール shisan@city.joetsu.lg.jp